

平成27年度 事業計画書

自 平成27年4月 1日
至 平成28年3月31日

公益財団法人全日本柔道連盟

I. 概要

本連盟は、一連の不祥事発覚以来、「変えるべきところは変え、変えてはならないことは守り抜く」という考え方のもと、コンプライアンス委員会の新設などによる法令や社会規範遵守の徹底、また理事会、評議員会の改革、全国代表者会議の設置などによる組織統治の見直しに取り組んできた。昨年度は、これらの改革を深化・実行した一年であり、その成果は暴力や不祥事案への対応力、また組織の在り方等について、内閣府公益認定等委員会、日本体育協会、そしてJOCなどから、一定の改革が進捗したとの評価を得るに至っている。

本年度は、定款に定める「柔道の普及および振興を図り、もって国民の心身の健全な発展に寄与する」という事業目的に基づき、リオデジャネイロオリンピック、そして次に続く東京オリンピックを目指した「競技面での強化」と嘉納治五郎師範が生涯取り組んだ柔道を通じた「人づくり面での強化」という2つの課題に取り組んでいく。

各専門委員会及び特別委員会等における事業計画の概要は以下のとおりである。

1. 総務関係事業

- (1) 小学生を中心とする少年柔道の裾野を広げる施策を展開し、延いては柔道界の人口増加、発展を図る。
- (2) 基盤となる会員登録制度による会費収入、昨年度より導入した賛助会員制度により財政基盤を強化し、予算執行においては公益財団法人としての確・適正な経理処理、財務管理を行う。
- (3) 登録会員の減少要因を精査し、登録会員拡大に向けた事業を展開していく。また、今年度より導入した登録手続きオンライン化の精査を行い更なる改善を検討する。

2. 大会事業関係事業

- (1) グランドスラム東京、日本ベテランズ国際大会、東アジア柔道選手権大会の国際大会や本連盟が主管する大会においては、本委員会の委員が中心となって運営に当たり、全国各地で開催する大会には委員を派遣し、「全柔連大会運営規程」を基にした運営指導を行い、大会運営基準の全国統一化を推し進める。
- (2) 平成28年度以降の全国大会の日程及び会場の調整を行うと共に、参加資格・競技規則などの整備を行う。

3. 広報関係事業

- (1) 以下に関して、他委員会とも協力して、有効的かつ有機的な広報活動を行う。
 - ア 柔道の普及・発展に資するもの。
 - イ 国内外主要大会の迅速な報告及び各専門委員会の活動報告
 - ウ 指導者資格制度に関するもの
 - エ その他、必要事項
- (2) 公式ウェブサイト（ホームページ）を利用し、スピーディーな情報更新を行うとと

もに、公式 SNS を新たに起用し、ツイッター、フェイスブックなどでより幅広く、充実した情報発信を行う。

- (3) 上記のホームページ以外に、以下の通り、活動を行い、それらの一層の充実を図る。
 - ア 広報誌「まいんど」は、内容の充実や読み易さの追求などに努める。
 - イ 年次報告書ともなる「柔道年鑑 平成26年度」の制作、発行を行う。柔道史における位置づけを考慮し、内容の充実を図る。
 - ウ 「柔道フェスタ」は、強化委員会と協力し、内容をより充実させ、年に1ないし2回、各1ヶ所で開催する。柔道人口の底辺拡大のために、小学生以下の子ども並びに親子を対象とし普及・振興を図る。
 - エ 2016年全柔連カレンダー」を作成し、各地域での普及・振興を図る。

4. 教育普及関係事業

柔道の指導の在り方、普及の現状などについて協議検討し共通理解を深めるとともに、柔道教室・指導者講習会を開催し、小・中学生、高校生への技術指導に加え指導者、保護者等へ安全な指導、体調管理などについての講習を行う。

日本武道協会との共催事業である地域社会柔道指導者研修会及び地方青少年柔道錬成大会、全国少年競技者育成事業等への講師派遣を行う。

また、柔道教室等への派遣講師研修会を実施し、これらを通して柔道の普及振興を図るとともに青少年の健全育成及び指導者の資質向上に努める。

さらに視覚障害者柔道への支援、中学校柔道への支援、キッズ柔道への視察・支援、障害のある方々の柔道についての現状調査などを行い、次世代を担う子供たちに対し、柔道のすばらしさ、柔道の精神を伝えていくため、柔道教室の充実、DVD「柔道は人間教育 大人も子供も修行中」の活用、子供たちが安全に柔道を行うための指導教本の作成、柔道に関するアンケート結果の活用、少年柔道全国組織の創設についての検討などを行う。

5. 審判関係事業

- (1) Aライセンス審判員研修会をはじめとする11の講習会を開催し、Aライセンス審判員だけでなくB・Cライセンスも含めた審判員の技能向上に努めていく。さらにSライセンス審判員審査、Aライセンス審判員試験及び顧問審判員の審査を行ない、審判員の拡充を図る。また、Sライセンスをはじめとする上級審判員に対し強化研修会を行い、技能向上はもちろんのこと、見解の統一を図っていく。
- (2) 昨年4月より国内大会に適用することとした国際柔道連盟試合審判規定の内容解説、資料やDVDの配布、HPでの公開等、解釈の修正等に迅速に対応していく。あわせて1審判の導入を希望する団体に対する機材や運営方法（ケアシステム）の情報提供を行う。
- (3) I J F主催大会をはじめとする各種国際大会へ審判員を派遣し、国際舞台で活躍できる審判員を養成すると共に、I J F 審判員試験に受験者を派遣し、国際審判員を充実させる。
- (4) 審判委員規定に基づいて審判委員を配置すると共に、主要大会ではケアシステムを活用しながら、審判の精度を高め、大会の充実を図る。
- (5) 国際柔道連盟試合審判規定の解釈について、講習会や研修会をはじめ、DVDの製作等

順次対応し、全国の審判員に周知していく。

6. 強化関係事業

- (1) 本年度はリオデジャネイロオリンピックの前年であり、強化の最終追い込みの年度となる。8月にカザフスタンにおいて開催される世界選手権大会、7月に韓国で開催されるユニバーシアード競技大会の2大会を最大の目標として選手強化に取り組んでいく。
- (2) 男女ともに重量級での強化が急務であり、特に男子100kg級は昨年の世界選手権にも派遣しておらず強化の最重要課題となっている。階級によっては、早い時期にオリンピック候補選手を少数に絞った国際大会派遣や国内での全体合宿だけではなく階級や個人に焦点を当てた分散合宿等も実施していく。
- (3) ジュニア・カデ層の選手育成としては、2020年東京オリンピックを見据えた効果的な国際大会派遣、国内外での合宿を充実させる。本年度は世界ジュニア選手権大会、世界カデ選手権大会が開催されるが、海外の競技力動静を鑑みると、この大会の上位選手が近い将来にシニアのトップに位置しており、そのことを再認識して両世界大会に臨む。さらに2020年の有望選手を育成している所属の指導者を世界選手権大会や国際大会に派遣し世界の実情を肌で感じさせることにより全日本と所属との連携強化を深めて強化にあたっていく。
- (4) 2020年そしてそれ以降の強化を目的とした事業としては、全柔連強化選手と都道府県推薦選手による合同練習による相乗効果を見込んだジュニアブロック合宿を中学・高校生を対象に全国5か所で開催する。また、一貫指導システムの構築を目指した少年競技者育成事業を充実させ全国10地区を中心としてタレント発掘、教育・育成・強化を推進していく。特に若年層の育成・強化においては、発育発達そして教育的観点から学業との両立を十分に配慮していく。
- (5) 科学研究事業においては、映像分析活動をはじめ、情報、医・科学の面から選手をサポートするため、JSCマルチサポート事業スタッフやJISSの協力を得ながら、各種研究・事業を実施する。
- (6) 柔道MINDプロジェクトへの取り組みとしては、強さだけではなく、品格・品性を持った柔道家を目指し「最強かつ最高の全日本強化」を目標とした選手の育成に誠心誠意、実直に取り組んでいく。

7. 国際関係事業

主要な国際大会や国内で開催する国際大会、また海外柔道連盟との受入・派遣事業を通じて、国際柔道連盟（IJF）やアジア柔道連盟（JUA）、各国連盟等との連携を深め、良好な関係を構築していくとともに、情報収集や意見交換等の外交を行っていく。国際舞台における日本の立場がより強固なものになるよう活動していく。

8. 医科学関係事業

- (1) 医科学委員会では柔道の安全面からケガの防止、とくに重度外傷である頭部外傷、頸部外傷の発生のメカニズムの研究と防止対策、柔道指導者、柔道教育現場指導者、

担当教員、柔道選手、生徒等に対する安全啓発活動を行う。

また皮膚真菌症の予防に関しても、継続して研究・啓発を行う。

- (2) 国際大会・合宿へのチームドクターの派遣をサポートし、充実した選手の健康管理、傷害予防、アンチ・ドーピングの啓発等に努め、選手が最高のコンディションで試合に臨めるようサポートする。
- (3) 例年同様に国内大会における救護ドクターの配置により、医科学的側面からの安全性の確保に努める。安全面において、大会にドクターを配置することは社会的要求でもあり、これに応えるため、地方における試合で参加できるスポーツドクターの確保を行う。

9. アスリート関係事業

- (1) 連盟運営に選手の意見を反映させることを目的に、競技・形・視覚障害者柔道の各強化選手によるミーティングを実施し、意見や提案の吸い上げを行う。
- (2) 全国規模の柔道大会において柔道の魅力を高めるPR活動を行う。また、特に若年層への普及のため、柔道教室など柔道との触れ合いの機会を創生する。
- (3) 柔道を通じた社会貢献活動を行い、社会のロールモデルとしての柔道選手の役割を果たす。

10. コンプライアンス関係事業

本連盟を構成する全ての柔道人が、法令や規程・規則遵守の枠に満足することなく、さらに高い倫理観と見識をもって行動すべく、その推進のための様々な施策を策定し、コンプライアンスの意識向上と違反防止のための研修・教育を実施していく。

11. 指導者養成関係事業

- (1) 柔道指導者のさらなる資質向上と正しい普及発展を目的として、平成20年に指導者養成プロジェクトを発足。日本柔道の将来を見据え、指導者の指導力向上を図り、社会的信用を高め、地位を確保する事を目的に、平成25年度より公認柔道指導者資格制度を導入した。
- (2) 例年都道府県にてC指導員養成講習会を開催しているが、平成27年度からは都道府県にてB指導員養成講習会も開催されるため、講習内容の再確認および安全指導の徹底、講師の教授力向上を目的とした各都道府県のBおよびC指導員養成講習会講師を対象にした全国指導者研修会を味の素ナショナルトレーニングセンターにて2回開催する。
- (3) 指導者に求められる責任と役割が大きく変化している現状を踏まえ、社会と現場のニーズを考慮したより良い指導者資格制度の構築について、引き続き検討する。
- (4) 選抜により優秀な指導者資格保有者を海外の指導者講習会に派遣し、国際標準の指導力を身につけた指導者養成を行う。
- (5) 中学校武道必修化対策WGとして、日本武道館との共催である「全国柔道（教科）指導者研修会」や「授業指導法研究事業」を実施し、保健体育科教員の授業力向上に

努める。

また、文部科学省委託事業「武道等指導推進事業」である授業協力者の養成及び派遣事業を都道府県柔道連盟（協会）ならびに教育委員会と連携を図りながら進めていく。

- (6) 安全指導WGとして、重大事故総合対策委員会等と連携し、諸事業を展開する。（全国安全指導担当者協議会と連携し、安全指導の徹底を図る。）また、安全を考慮した指導法の研究を行う。

12. 形競技関係事業

(1) 審査部会

国外的には、IJF 形委員会と大会運営や形の規程等について協議を重ね、形の普及並びに発展に寄与していく。国際形大会に、役員や審査員を派遣し、現場での議論ならびに情報収集等を行っていく。

国内的には、国内の形審査員試験並びに審査員研修会を充実させ、よりレベルの高い審査員の育成と増員に取り組む。

(2) 強化普及部会

世界での形のレベルが益々上がる中、世界形選手権大会とアジア形選手権大会で全種目制覇できるように、代表組に対して万全の準備と強化を行う。

また、各形におけるレベルの底上げが重要であり、強化A組、B組及び指定組の選手に対し、強化合宿等を行い、将来へ向けて強化をしていく。

13. 総合国際対策関係事業

平成25年8月以降、全柔連代表の国際柔道連盟（IJF）理事が不在となっているため、IJFと全柔連間の連絡が滞るという問題が昨年起こった。

一方、アジア柔道連盟（JUA）においては、全柔連から川口孝夫審判理事を出しているが、今年5月にJUA総会が開催され、役員改選が予定されている。

全柔連からIJF、JUAに理事役員を派遣することによって、IJF、JUA、さらに世界に向けて全柔連の意見をしっかり発信し、また、世界、IJF、JUAの情報を正確に、また迅速に収集することは、2016リオデジャネイロオリンピック、さらに2020東京オリンピック開催に向けて非常に重要であると考えられる。

14. 柔道MINDプロジェクト関係事業

昨年度、暴力の根絶プロジェクトから柔道MINDプロジェクトへ名称を変え、各都道府県柔道連盟（協会）に担当者を配置し、礼法・礼節を高め、品格のある柔道及び柔道を通じた人間の育成を目指す「柔道MIND」について理解してもらうことに重点を置き活動した。

本年度は、ブロックごとにフォーラムを開催するなど、全国に「柔道MIND」がさらに浸透するような活動を行っていく。

15. 重大事故総合対策関係事業

柔道重大事故を0にするための教養資料の作成、指導者等に周知徹底させるための方策、不幸にも事故発生した場合は、被害を最小限にするための対応策、事故調査、再発防止策、その他指導者、競技者を守るための保険の整備、悪質指導者を排除するための規程整備を推進する。